

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月12日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年3月27日から同年4月16日まで縦覧に供する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井）本村地区	高松市産業部土地改良課
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）御厩池地区	〃
高松市弦打土地改良区	単独市費補助土地改良事業（水路改修事業）小坂北地区	〃